

年金時効特例法について

今までは年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間の年金に限ってお支払いしていません。
これから年金時効特例法の成立により、この部分も全期間さかのぼってお支払いします。

対象

●既に年金記録が訂正されている方

①年金記録の訂正により年金額が増えた方

年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分を全期間さかのぼって支払います。

②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いする方

年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分を全期間さかのぼって支払います。

③①や②に該当する方が、亡くなられている場合は、そのご遺族の方は、未支給年金の時効消滅分を支払います。

※ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

●今後、年金記録が訂正される方

④今後、年金記録が訂正された結果、①～③と同じように年金額が増える方

増額された年金や未支給年金を全期間分支払いします。

必要な手続き

●今後、年金記録が訂正される方

記録の訂正の手続き以外に特別の手続きは必要ありません。

年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。

●既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている方

できる限り簡単に手続きができるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します。（平成19年9月から）

今すぐ手続きをすることもできます。その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類を提出（または郵送）してください。

※郵送で手続きをする際に必要となる書類は、下記の場合先から取り寄せるか、社会保険庁ホームページからプリントアウト

持ってくる物

次の書類をお持ちください。

●年金を受給している方の場合

「年金証書」「振込通知書」など、年金基礎番号・年金コードが確認できるもの。

●未支給年金を受けたことがあるご遺族が手続きをする場合

・亡くなられた方が受けていた年金の「振込通知書」

・「未支給年金支給決定通知書」など、亡くなられた方の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

・手続きをする方の本人確認ができる身分証明書（運転免許証）など

・振込を希望される場合、金融機関の預金口座の通帳

●未支給年金を受けたことがないご遺族が手続きをされる場合

ご本人以外の方が代理で手続きをされる場合は、次のものをお持ちください。

・委任状

・委任を受けた方（実際に窓口に来られる方）の身分証明書（運転免許証など）

※支払いの前に、審査結果・振込などのお知らせをします。

※未支給年金とは、年金を受け取れなくなった方に、まだその方への支払いが滞っていないか、年金のことです。

詳しくは、

佐賀社会保険事務所

武雄事務所

電話（23）0121

ねんきんダイヤル

0570（05）1165

（平日8時30分～17時15分）